

インターネットトラブルから子どもたちを守る！

かわさき市版

保護者向け

インターネットガイド



かわさきGIGAスクール構想による1人1台端末の学習環境は、3年目となりました。子どもが日常的に端末を使うことで主体的に学習を進められるようになっていきます。かわさきGIGAスクール構想を通じて子どもが安全に安心してインターネットが利用できるよう、保護者のみなさんも、子どもと一緒に情報モラルについて考えてみてください。

ポイント 1

大人が子どもと一緒に考える

インターネットや端末の使い方は？



日ごろから、学校や家庭で大人が関わり、子どもと一緒にインターネットにつながる機器やサービスについて考えていくことが大切です。

ポイント 2

情報モラルについて知る

情報モラルについてまずは正しい理解が大切！



情報モラル = インターネットの特徴 + 日常的なモラル

インターネットの特徴とは？

メリット

デメリット

記録性

重要な情報や大切な思い出を保存、活用することができます。

インターネット上の情報は完全に消すことができません。

公開性

情報を素早く発信し、多くの人と共有できます。

正しくない情報や個人情報も簡単に広がってしまいます。

流出性

より多くの人と意見を交換したり、共有したりできます。

情報を悪用や、犯罪に巻き込まれるリスクがあります。

非対面性

相手に左右されずに自由に意見や意思を表明することができます。

対面していないため意思がうまく伝わらないリスクがあります。

日常的なモラルを育むには？

「行動と責任」「思いやりの気持ち」「節度」を育む、日常の家庭や学校の指導が大切です。

ポイント 3

端末の契約やアプリケーションの規約について知る

ご自宅で家族が使用しているスマートフォン等のインターネット接続する機器は、通信会社と契約を結び、規約を守ることに同意して使用ができる状態になっています。個人で契約しているスマートフォン等は「誰が契約者で、どうして使えるようになっているのか」について機器を子どもに持たせる前に、大人が子どもと一緒に確認をすることが大切です。

また、LINEやYouTubeのようなアプリケーション、ChatGPTやBingのような生成AIには利用規約で年齢制限があります。現在の社会では、新しいアプリケーション等が次々と開発されています。スマートフォン等を手渡してからアプリケーション等の利用規約を定期的に子どもと一緒に確認し、使い方について話し合うことも重要となります。

機器だけじゃない！ アプリケーションにも
使う前のルールや約束があるよ。



ポイント 4

子どもに迫るインターネットトラブルについて知る

インターネットを利用する機会が当たり前になっている現在、さまざまなトラブルも起きています。インターネット利用に関して、どのようなトラブルが起こっているのか子どもと一緒に知っておくことや対処について話し合うことが大切です。

OSNS等で起きる コミュニケーショントラブル

悪口・嫌がらせメッセージ（誹謗中傷）や話し言葉の使用による誤解からトラブルが起こることがあります。

情報公開や送信によるトラブル

ネットゲーム等のチャット機能の会話から個人情報を出させてしまったり、動画配信で著作権を侵害してしまったりすることがあります。



見知らぬ人との出会いによるトラブル

高額バイトの勧誘や悩み相談などSNSやその中のDM機能を使って悪意のある人物が近づいてくる可能性があります。

ネット依存傾向

インターネット依存などインターネット利用が日常化するとやめ時をコントロールできなくなることもあります。

※映像配信等は映り込みなど（肖像権）や音楽、映像、イラスト等の（著作権）にも気を付けましょう。

ここもチェック

GIGA端末は川崎市から児童生徒・教職員へ配布しています。みんなが使うGIGA端末ですから、GIGA端末を使用する時の約束も守って、安心・安全にGIGA端末を使用してください。

情報モラルの理解が深まったら、家庭でルールを作りましょう！

インターネットの特徴を知り、「わが家のルール」作りに取り組みましょう!

家庭のルール作り3つのポイント

① 本当に機器が必要なのか一緒に考える

・声かけの例「本当に必要なの?」「どのように使うのかな?」「利用規約も確認しよう」

② 利用の約束・わが家のルールを一緒に考える(便利に使うルールも)

・声かけの例「使い方によっては、人に迷惑をかけてしまうこともあると思うよ」

③ 意識して日頃からインターネットの話をする(守られているかを、確認する)

・声かけの例「今までの使い方は大丈夫かな?」「どうすればよかったのかな?」

RULE BOOK

令和 年 月 日 作成

(何のために使うもの?)

(何時まで、どれくらい使う?)

(どう使うと生活が便利になる?)

(やってはいけないことは?)

(ルールを守れなかったらどうする?)

※GIGA端末は自分の学習を豊かにするために使うことを目的とした文房具のような道具です。使用時間が設けられ、他者を傷つける書き込みや不正なログインを禁じています。



「わが家のルール」は子どもをトラブルから守ってくれるものです。

インターネットにつながる機器の使い方について子どもと一緒に考えましょう。何かあった時に子どもが相談できるように、日頃から小さな事でも子どもの話に耳を傾け、相談できる雰囲気作りを!

また、ご家庭の機器に「ペアレンタルコントロール」の設定や「フィルタリング設定」をして安全を守りましょう。



18歳に向けて、ゆくゆくは自分でインターネットを正しく利用できるように準備をしましょう。『ペアレンタルコントロール』 → 『セルフコントロール』へ
そのためにも、今からルールやマナーについて一緒に考えることが大切です。

川崎市立学校における携帯電話等の取り扱い

従前どおり学校の教育活動に必要なものは持ち込まないことを原則とし、小学校及び中学校では原則持ち込まない、また、高等学校では、授業中の使用はしないなどの取り扱いをお願いします。
(「学校における携帯電話の取り扱い等について」より：令和2年8月19日 川崎市教育委員会)



スマホ等購入時のフィルタリングの設定は、保護者の義務です

18歳未満が利用する携帯電話・スマートフォン等に関わる「青少年インターネット環境整備法」とは

かならずご確認ください！



ポイント1

- 保護者は、携帯電話等を青少年(18歳未満)に使用させるために携帯電話等を購入する場合は、その旨を事業者へ申し出る必要があります。
- この法律では青少年のインターネット利用に関して事業者だけでなく保護者等の責務が規定されました。

ポイント2

平成21年度から、事業者による18歳未満が利用する携帯電話等に、原則としてフィルタリング設定の提供が義務づけられました。
さらに、平成30年度の法律改正により、18歳未満が契約および使用するときは、フィルタリングについて説明し、フィルタリングを設定することが必要となりました。
(ただし、保護者がフィルタリング設定を利用しない旨の申し出をした場合は解除することができます。)



インターネット被害児童の90%がフィルタリングを利用していませんでした
(警視庁「インターネット利用に係る子供の犯罪被害の防止について(令和4年統計)」より)



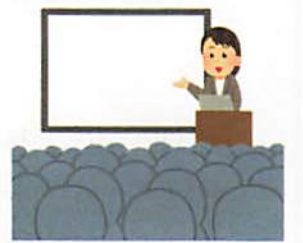
川崎市が学校で行っている情報モラル教育支援

子どもの「情報社会を生き抜くための判断力」を育てるサポートをしています

PTA連絡協議会と連携し学校への情報提供、警察や情報モラル支援業者による研修や学習会を継続しています。

- 保護者や子ども・先生・地域の方々と情報交換をしたり、川崎市PTA協議会主催ICT学習会へ参加したりしています。
- 保護者対象の学習会や児童生徒向けの学習会に参加して、保護者や学校と情報交換をしています。

- 警察や民間の情報モラル支援業者等と連携して学校への教職員研修・児童生徒への授業・保護者向け講演会等の情報モラル教育支援を行っています。



市立学校でネットトラブルにあっている子どもや保護者のご相談は「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」へ

電話では
044-844-3638 (年末年始・土・日・祝日を除く)
8:30~12:00 / 12:45~18:00 / 18:45~20:15
ホームページからは
<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000027223.html>
または、「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」で検索してください。

スマホ、ケータイからは
モバイル(ケータイ)等はこちらの二次元コードを利用すると簡単にアクセスできます。
機種によっては二次元コードを読み取れない場合があります。その場合は左のURLからアクセスできます。



川崎市教育委員会

川崎市総合教育センター
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3 電話：044-844-3600(代表)